

防府市担い手対策事業費等補助金交付要綱

平成18年5月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の核となる中心経営体を育成・確保することを目的とし、その取組を支援する「防府市担い手対策事業」に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象等)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、前条に掲げる事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該事業を実施するに要する経費に対し、別表の経費の欄に掲げる経費ごとにそれぞれ補助率の欄に掲げる補助率により補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第3条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付をする場合において、必

要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第6条 補助事業者は、事業の内容について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ、補助金等変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(事業の繰越し等)

第8条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告書)

第9条 補助事業者は、事業に係る補助金の交付の決定があった年度の12月末日現在における当該事業の遂行状況を、遂行状況報告書(第3号様式)により当該年度の1月20日までに市長に提出しなければならない。ただし、第13条第3項の規定による概算払請求書をもって、これに替えることができる。

(流用の禁止等)

第10条 補助事業者は、別表の経費を相互に流用ならびに当該補助金を他の用途へ流用してはならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項に定める期日の経過後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を第6号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合には、内容を審査の上、当該補助事業者に対し、期限を定めて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

4 当該補助事業者は、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当である認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について、その一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、当該補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 18 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表

| 事業 | 事業内容 | 補助率 | 事業主体 |
|------------------------------|-----------------------|-----------|---------------|
| 農業経営体の立ち上がりから法人化後の経営安定化までの支援 | 地域農業の核となる中心経営体の掘り起こし等 | <u>定額</u> | 防府徳地地域農業再生協議会 |

第 1 号様式

年度

補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 事業を下記のとおり実施したいので、防府市担い手対策事業費等補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

| 事 業 名 | 補助金額 (円) | 事 業 内 容 |
|-------|----------|---------|
| | | |

3 事業計画

別に定める様式に従って記入すること。

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位：円)

| 事業名 | 総事業費 | 負担区分 | |
|-----|------|------|-----|
| | | 市 | その他 |
| | | | |

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比 較 増 減 | | 備 考 |
|------------|--------|--------|---------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 市 補 助 金 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比 較 増 減 | | 備 考 |
|-----|--------|--------|---------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

6 事業完了予定年月日

年 月 日

第 2 号様式

年度

補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施については、下記のとおり変更したいので、防府市担い手対策事業費等補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比較対照できるように両者を二段書きすること。

第 3 号様式

年度

事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定
通知のあったこのことについて、防府市担い手対策事業費等補助金交
付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| 事業名 | 総事業費 | 事業の遂行状況 | | | |
|-----|------|--------------|-----------|-------------|---------------|
| | | 月 日までに完了したもの | | 月 日以後実施するもの | |
| | | 事業費 | 出来高 比率 | 事業費 | 完了予定 年 月 日 |
| | | | | | |

第 4 号様式

年度

事業実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、防府市担い手対策事業費等補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

| 事 業 名 | 補助金額 (円) | 事 業 内 容 |
|-------|----------|---------|
| | | |

3 事業実績

別に定める様式に従って記入すること。

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位：円)

| 事業名 | 総事業費 | 負担区分 | |
|-----|------|------|--------|
| | | 市 | その他(C) |
| | | | |

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | | 備考 |
|------|--------|--------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 市補助金 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | | 備考 |
|----|--------|--------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

6 事業完了年月日

年 月 日

第 5 号様式

年度 補助金交付（概算払）請求書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）
通知のあったこの補助金について、防府市担い手対策事業費等補助金
交付要綱第 13 条第 1 項（第 13 条第 3 項）の規定に基づき、下記の
とおり（概算払により）交付されるよう請求します。

記

| 事業名 | 事業費 | 市補助金 | 既受領額 | 今回請求額 | 残 額 |
|-----|-----|------|------|-------|-----|
| | | | | | |

第 6 号様式

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった 事業補助金について、防府市担い手対策事業費等補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。